

2015年度 グローバルイノベーション拠点設立等支援事業の概要

(注) 以下は主な概略、現時点での予定です。詳細は『対内投資等地域活性化立地推進事業費補助金（グローバルイノベーション拠点設立等支援事業）公募要領』を参照してください。

項目	内容
事業目的	この補助事業は、日本において外国企業が日本企業等と連携してイノベーション拠点設立や実証研究、事業化可能性調査を実施するための経費を補助することにより、研究開発部門等の高付加価値部門を日本に誘致して、海外から優れた経営資源を呼び込むとともに、日本をグローバル・バリューチェーンにおける高付加価値拠点・イノベーションセンターとすることを目的とするものです。
補助対象事業	<p>①日本国内におけるグローバルイノベーション拠点設立事業： 研究施設及び付帯する生産・営業・事務用施設等を整備する事業</p> <p>②日本国内における実証研究事業： 外国企業の本社所在国等で既に実用化されている又は実用化が見込まれる技術、製品又はサービスについて、外国企業と日本企業等が連携して行う、実用化に向けた試験、データ収集等、日本における実用化可能性に係る実証研究事業</p> <p>③日本国内における事業化可能性調査事業： 外国企業の本社所在国等で既に実用化されている又は実用化が見込まれる技術、製品又はサービスについて、外国企業と日本企業等が連携して行う、日本で実用化するための市場調査等の事業</p> <p>(注) 「グローバルイノベーション拠点設立事業」、「実証研究事業」、「事業化可能性調査事業」は、2事業以上を同時に応募することが可能です。</p>
補助対象要件	<p>以下の要件をすべて満たす民間事業者等</p> <p>①最終親会社または親会社が外国法人であって、実質的な業務に従事している法人であること。</p> <p>②研究内容が「再生医療分野」または「IoT分野」に関するものであること。</p> <p>③日本企業、大学、または公的研究機関等との資本または業務提携が見込まれること。</p> <p>④投資計画について、「平成27年度一般会計補正予算（第1号）等の閣議決定（2015年12月18日）」以前に対外発表又は投資計画の実行（契約や発注など）をしていないこと。</p> <p>(注) 外国法人（日本にある支店を含む。）は、この公募による採択決定後、交付申請時までに国内法人格を有すること。</p>
補助対象経費	<p>①グローバルイノベーション拠点設立事業： 設計費、施設工事費、設備費、工事費、測量・試験費等 → 補助率：1 / 3 以内</p> <p>②実証研究事業： 研究員の人件費、旅費、外注費、試験費、設備費、通訳・翻訳費等 → 補助率：2 / 3 以内</p> <p>③事業化可能性調査事業： 研究員の人件費、旅費、通訳・翻訳費、外注費等 → 定額支給（上限額：1,000万円）</p> <p>(注) 設備費等のリース料金及び施設賃借料は、事業実施期間中に要する費用のみ対象。担保金・保証金は対象外。設備費等は、事務用品・家具・調用品等は補助対象外。工事費は、撤去費（既存建物解体費、既存設備の撤去費）、外構工事費及び施設本体に直接関係のない施設工事費等は補助対象外。</p>
事業実施期間	原則として、 交付決定後から2017年2月3日(金)まで に事業を完了（プロジェクトの完了及び、補助事業者による経費支払いの完了）すること。

2015年度 グローバルイノベーション拠点設立等支援事業の概要

(注) 以下は主な概略、現時点での予定です。詳細は『対内投資等地域活性化立地推進事業費補助金（グローバルイノベーション拠点設立等支援事業）公募要領』を参照してください。

項 目	内 容
審査内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 基本的事項 ・補助対象要件、実施体制、補助事業者としての適格性、経費・工程の妥当性 等。 ② 事業の新規性 ・補助対象事業に係る技術・製品又はサービスに新規性があること。 ・日本における、補助対象事業に係る技術・製品又はサービスの産業基盤の形成において、未だ世界最先端に達していない部分があること。 ③ 事業の高付加価値性 ・補助対象事業に係る技術・製品又はサービスが高付加価値をもたらすものであること。 ・補助対象事業が、日本企業の研究と重複又は類似していないことが見込まれること。 ④ 技術、製品又はサービスの実用化可能性 ・補助対象事業に係る技術・製品又はサービスの日本国内における実用化とそれに伴う経済波及効果が見込まれること。 ⑤ 国内企業の海外展開促進の有無 ・国内企業、大学又は公的研究機関等との連携により、国内企業の海外展開促進等が見込まれること。特に、中小企業の海外展開促進等に資するものであることが望ましい。 ⑥ 地域経済への波及効果（拠点設立事業のみ） ・当該拠点の設立が地域経済に好影響を与えること。 ⑦ 人材の雇用（拠点設立事業のみ） ・補助対象事業により整備する拠点において5人以上の新規雇用が見込まれること。 ・高度外国人材の雇用又は海外からの駐在・出向等があること。
補助事業者の義務	<ul style="list-style-type: none"> ① 補助対象事業の経費配分や内容の変更、事業の中止の場合には事前にJETROの承認が必要 ② 補助対象事業の交付年度中の進捗状況報告 ③ 補助事業完了後の実績報告書(2017年2月8日(水)まで)、補助事業完了後の業務継続報告書(3年間)の提出 ④ 取得財産の管理・処分制限（目的外使用の禁止） ⑤ 補助事業の収支に係る証拠書類の保存義務（5年間） 等
公募期間等	<p>公募の公示期間：2016年2月16日（火）～2016年10月14日（金）正午 ※延長しました。 応募締切：第1回 3月10日(木)正午、第2回 5月13日(金)正午、第3回 7月8日(金)正午、第4回 9月9日(金)正午、 第5回 10月14日(金)正午</p> <p>提出先：日本貿易振興機構（JETRO） 対日投資部 対日投資課「グローバルイノベーション拠点設立等支援事業担当」宛 東京都港区赤坂1丁目12-32 アーク森ビル6階 （TEL：03-3582-5234）</p> <p>(注) 郵送又は持参により提出のこと。</p>